

公益社団法人那覇市シルバー人材センター  
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人那覇市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 年額 3,000円
- (2) 特別会員 年額 3,000円
- (3) 賛助会員 別表に定める額

2 正会員が病気等の理由による場合や特別会員について、理事会の承認を得た場合には、前項の会費を免除することができる。

(納付期日)

第3条 会費は毎年1回6月末までに納入するものとする。

2 新規入会者は、理事長により入会を承認された後、3ヶ月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益事業目的に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

付 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 平成3年12月18日施行の社団法人那覇市シルバー人材センター賛助会員会費規程は廃止する。

付 則

この規程は、令和6年3月25日から施行する。

付 則

この規程は令和6年12月23日から施行し、改正後の公益社団法人那覇市シルバー人材センター会費規程第3条第2項の規定は令和6年5月31日から適用する。

## 別表

種 別	会費額
一般個人会員	1口 1,000円
事業主個人 (個人事業主)	1口 3,000円
会社法人	1口 5,000円